

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	3-2
処分の種類	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の計画変更、計画廃止命令			
根拠法令条例等・条項	水質汚濁防止法第8条第2項			
処分の概要	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が構造基準等に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限りその届出をした者に対し、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用方法の変更、又は計画の廃止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・水質汚濁防止法 第8条第2項 都道府県知事は、第5条の規定による届出があつた場合(同条第2項の規定による届出があつた場合を除く。)又は前条の規定による届出(第5条第1項第4号から第9号までに掲げる事項又は同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第12条の4の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第5条第1項若しくは第3項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			